

市民相談(11月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。

女性のための悩み相談

(1人50分・先着3人)  
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00  
予人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00  
▽毎週木曜日13:00～16:00

場上記いずれも市役所5階相談室507

備当日直接

人権電話相談

毎月第2・4金曜日17:00～20:00  
(1人30分)  
問人権室  
TEL06-6992-1512

生活不安や仕事の相談

▽平日9:00～17:30  
▽日曜日10:00～16:00

場市役所7階くらしサポートセンター  
守口  
TEL0800-200-8011

進路選択などの相談

進路や奨学金のことなど  
時11月6日・13日・20日・27日(金)  
14:00～18:00  
場大日サービスコーナー  
(イオンモール大日内)  
問学校教育課  
TEL06-6995-3151



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

**児童虐待防止推進月間**  
11月は児童虐待防止推進月間です。  
今年度の標語は「1189 知らせて守る 子どもの未来」です。  
通告は義務、秘密は守ります！  
児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。  
児童虐待の早期発見には、地域の皆さんからの通告がとても重要で、すべての国民に対し速やかに通告することが、法律によって義務付けられています。通告は匿名で行うことも可能で、通告者や内容に関する秘密は守られます。

通告は子どもを虐待から守るだけでなく、子育てに悩みや負担を抱える養育者を助けることにもなります。  
虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、自身が出産や子育てに悩んだときは、連絡してください。  
問子育て世代包括支援センター 家庭児童相談  
TEL06・6992・1655

**虐待と思ったらすぐに電話を**  
虐待は、親などが子どもに対して次の行為をすることです。  
▽身体的虐待  
殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、しつけによる体罰など  
▽性的虐待  
子どもへの性的な行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体になるなど

するなど  
▽ネグレクト  
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど  
▽心理的虐待  
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス＝DV)など  
虐待と思ったらすぐに連絡してください。  
問子育て世代包括支援センター 家庭児童相談  
TEL06・6992・1655  
備月々金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前9時～午後5時30分  
問府中央子ども家庭センター  
TEL072・828・0161  
備月々金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～午後5時45分  
問児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間対応  
TEL189(通話料無料)

**大阪ろうあ者成人式**  
内満20歳を迎える聴覚障がい者およびその家族を招待し、奨励と祝福を贈ります。  
時令和3年1月10日(日)  
午前11時～午後3時30分  
場大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター 4階ホール  
対満20歳を迎える聴覚障がい者(平成12年4月2日から平成13年4月1日までに誕生した人)およびその家族など  
注新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止になる場合があります。詳しくは12月以降の大阪聴力障害者協会ホームページをご覧ください。  
申・問12月10日(木)までに大阪聴力障害者協会  
TEL06・6748・0380  
FAX06・6748・0383

DVのない男女共同参画社会へ  
第4回(全5回)  
ママ友のDV、助けられる?



一般社団法人  
WANA関西  
代表理事  
藤木美奈子

DV被害者は3人に1人といわれています。仲のいい友人や、ママ友の態度がおかしいとき、「もしかしたらDV?」と思ってみることは大切です。  
顔や腕などに不審なアザを見つけた、元気がない、ぼーっとしているか、逆にはしゃぎすぎる、子どもの様子もおかしい、そんなとき遠慮はいりません。率直に「何かあったの?大丈夫?」と聞いてあげましょう。そのときすぐに打ち明けてくれなくても、「なにかあれば力になるから、言ってみてね」という言葉は勇気につながります。  
私もDVの被害体験がありますが、周囲には話せませんでした。なぜなら、①DVは自分のせい。②(こんなことが起きているのは)自分だけ。③話してもわかってもらえない、と強く思い込んでいたからです。DV被害者はこのようにある種のマインドコントロール下にある、正常な判断ができなくなっているのです。それだけに周囲の粘り強い働きかけが大切です。

次に、もし相談されたら気をつけることは何でしょうか。最もNGな答えは、「信じられない、いい主人なのに」というもの。嘘をついてまで自分の夫を加害者扱いする人はいません。もう二度と人に相談しなくなるでしょう。まず、信頼して話を聞いてください。  
次に「あなたにも悪いところがあるんじゃない?」というもの。どんな理由があってもDVは許されません。そして、「夫婦なんてそんなもの。少しは我慢も必要」という考えですが、暴力を我慢する理由はどこにも、誰にもないのです。  
知識は力になります。DVに関する本を紹介してあげたり、いざというときの相談先や連絡先を伝えてあげましょう。ただし、家に持ち帰って見つかると危険なものもあるので注意すること。また、自宅に被害者をかくまうことは大変危険です。必ず専門機関を利用しましょう。そして「あなたは悪くない。いつも心配してるよ」と温かな励ましを忘れないようにしてください。  
問人権室  
TEL06・6992・1512

**女性に対する暴力をなくす運動**  
11月12日～25日  
毎年11月12日～25日(25日は、女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が全国で実施されます。  
暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。暴力を根絶するには、何よりも一人一人の人権尊重の意識の向上が大切です。被害を受けていたり、暴力を見聞きしたりして、一人で悩んでください。  
市では、人権相談のほか、女性問題専門心理カウンセラーによる「女性の悩み相談(要予約)」を行っています。  
問人権室  
TEL06・6992・1512

**全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間**  
法務省の人権擁護機関では、「女性の権利ホットライン」を設置し、女性をめぐるさまざまな人権問題について相談を受けるなど、女性の権利問題の解決に努めています。  
一人で悩まずに気軽に電話してください。

決に努めています。  
一人で悩まずに気軽に電話してください。  
相談無料・秘密厳守です。  
時11月12日(木)～18日(水)  
午前8時30分から午後7時まで  
ただし、11月14日(土)・15日(日)は午前10時から午後5時まで  
TEL0570・070・810  
問大阪法務局人権擁護部  
TEL06・6942・9496

守口市門真市消防組合議会  
臨時会の会議結果

7月13日に守口市門真市消防組合議会臨時会が開催され、議会構成が決定されました。  
そのほか監査委員、公平委員会委員の選任をはじめ、条例および消防車両購入契約、守口本署新築工事請負契約の締結がそれぞれ同意、可決されました。  
議事録は守口市門真市消防組合ホームページをご覧ください。  
問守口市門真市消防組合消防本部総務課  
TEL06・6906・1123